

第8回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会出席者名簿

開催年月日 及び時間	平成21年2月20日(金)				開会時刻	午後14時00分
					閉会時刻	午後16時10分
会議の場所	レオプラザホテル佐世保(佐世保市三浦町)					
出席した委員 30名中 27名出席	会 長	朝 長 則 男	副会長	亀 山 春 光	副会長	宮 田 安 猶
	委 員	松 尾 裕 幸	委 員	安 富 安 雄	委 員	宮 田 京 子
	委 員	久池井 一孝	委 員	林 逸 夫	委 員	山 村 留 次
	委 員	市 岡 博 道	委 員	山 下 伊 三 郎	委 員	森 田 剛
	委 員	深 江 海 人	委 員	山 口 久 子	委 員	熊 谷 厚 生
	委 員	井 村 充 伸	委 員	小 川 肇	委 員	前 田 哲 裕
	委 員	馬 郡 謙 一	委 員	松 田 秀 彦	委 員	諸 藤 キヌ子
	委 員	河 野 和 子	委 員	中 村 克 介	委 員	吉 浦 初 義
	委 員	嬉 野 憲 二	委 員	伊 達 木 瀧 之 助	委 員	高 尾 潤
欠席した委員	委 員	東 雲 和 宏	委 員	中 尾 ア ヤ	委 員	川 田 洋
出席した専門 委員	環境部会 長	野見山 正	財務部会 長	山 口 智 久	企業立地・観 光物産振興 部会長	吉 木 信 一 郎
	保健福祉 部会長	廣 山 芳 宣	都市整備 部会長	川久保 昭	行財政改革 推進部会長	立 石 一 弘
	議会事務 局部会長	片 平 研 一	消防部会	松 尾 和 俊		
事 務 局	参 与	千知波 徹夫	局 長	久 富 達 夫	次 長	浜 田 祝 高
	主 任	土 橋 健 吾	主 任	吉 原 宏 紀	主 任	吉 村 彰 治
	主 任	藤 田 尚 志	主 任	嬉 野 重 明	主 任	太 田 聡

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第8回 会 議 次 第

日 時：平成21年2月20日（金）14：00～
場 所：レオプラザホテル佐世保（佐世保市三浦町）

- 開 会
- 会長挨拶

- 議事

【説明事項】

協議項目及び協議予定について

【協議事項】（前回提案分 → 今回協議）

- 協議第 7号 「合併の期日」について
 - 協議第25-4号 「一部事務組合・広域連合の取扱い（その4）」について
 - 協議第25-5号 「一部事務組合・広域連合の取扱い（その5）」について
 - 協議第26-4号 「使用料・手数料の取扱い（その4）」について
 - 協議第28-4号 「補助金・交付金等の取扱い（その4）」について
 - 協議第30-2号 「介護保険事業の取扱い（その2）」について
 - 協議第35-2号 「施設の取扱い（その2）」について
 - 協議第36号 「組織・機構の取扱い」について
 - 協議第37号 「消防部会事業の取扱い」について
 - 協議第38号 「長串山関連事業の取扱い」について
- （継続協議）
- 協議第13号 「地域審議会・地区協議会の取扱い」について
 - 協議第34号 「地域医療制度の取扱い」について

【提案事項】（今回提案分 → 今回協議）

- 協議第22号 「財産・負債の取扱い」について

【報告事項】（別冊）

- 報告第 6号 合併協定書（案）について

- その他
 - ・今後の日程について
 - ・その他

- 閉 会

第8回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

平成21年2月20日（金）

1. 開会

【事務局】 皆様、こんにちは。

会議に先立ちまして、事務局よりご案内を申し上げます。携帯電話は、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、休憩時の喫煙につきましては喫煙コーナーにてお願いいたします。

それでは、皆様おそろいになられましたので、ただいまより第8回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会を開会いたします。

まず、本日の会議におきましては、広域委員の東雲委員、佐世保市地域委員の中尾委員、それから、会長指名委員の川田委員が公務のため欠席されておりますので、30人の委員中27名の出席をいただいております。会議の開催に当たりましては、協議会規約第10条第1項の規定により委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、定足数を超過しており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の会議で使用する資料の確認をいたします。

事前に委員の皆様へ送付しておりました「第8回会議次第」、その「行財政調書」をA3判にしたもの、追加資料といたしまして、本日配付しております、右上に「差替」と書かれた協議第25-5号「一部事務組合・広域連合の取扱い（その5）」、また、前回の協議会で使用しました「第7回会議次第」、継続協議分で前回追加提案いたしました協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」2枚物、また、協議第34号「地域医療制度の取扱い」で使用いたします「第6回会議次第」、本日使用します資料は以上の6点でございます。お持ちでない方は、事務局で準備しておりますので挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、会長であります朝長佐世保市長よりごあいさつを申し上げます。

2. 会長あいさつ

【朝長会長】 皆さん、こんにちは。

本日は、第8回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会をご案内をいたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中にご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

当協議会も、本日をもちまして、いよいよ重要な議題についての協議の最終局面を迎えるに至りました。これもひとえに委員の皆様をはじめ、協議会を支えていただいております1市2町の職員の皆様方、事務局の皆様方のご尽力のたまものと厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、先月28日に佐世保市にて開催いたしました第7回協議会におきましては、「一部事務組合・広域連合の取扱い（その3）」をはじめ4項目にわたりご決定をいただき、まことにありがとうございました。本日は、前回提案をされました合併の期日をはじめ10項目についてご協議をいただきたいと思っております。

また、継続協議としておりました「地域審議会・地区協議会の取扱い」、「地域医療制度の取扱い」につきましては、今回ご協議、ご決定をいただきたいと思います。

そして、最後に、改めて提案をいたします「財産・負債の取扱い」も含めまして、本日まですべての調整方針を一定整理をさせていただきたいと考えておりますので、そのところを踏まえまして、再度ご協議をお願いをしたいと考えております。

これまで委員の皆様におかれましては大変ご苦勞をおかけいたしました。合併調印までもう一頑張りでございますので、いましばらくのご議論、そしてご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

これから先の議事につきましては、会長に、議長としての進行をお願いいたします。

3. 議事

(1) 説明事項

【朝長会長】 それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。時間の関係もございますので早速議事に入りたいと思いますが、協議会の議論を実のあるものとするため、皆様の積極的な意見をお願いをしたいと思います。

まず初めに、説明事項を議題といたします。

協議項目及び協議事項について、事務局の説明を求めます。

【事務局】 お手元の第8回会議次第の資料をお願いいたします。18ページ物でございます。

説明事項であります。これに入ります前に、おわびと報告をさせていただきます。

委員の皆様には事前にこの第8回会議次第を送付させていただいておりましたけれども、表紙に間違いがございまして、訂正をさせていただきます。なお、傍聴の皆様には修正したものをお配りしております。

表紙の下から3番目に、「【報告事項】(別冊)」というのがございます。「報告第4号 合併協定書(案)について」としてありますが、「報告第4号」は「第6号」の間違いでございます。「4号」を「6号」にご訂正をお願いいたします。申しわけございませんが、おわびして訂正をさせていただきます。

それでは、説明事項の協議項目及び協議予定につきまして、事務局より説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の協議項目及び協議予定ということでお示しをしておりますけれども、提案時期の第7回、1月の協議会のときに、黒丸でそこにお示ししている「合併の期日」から、一番下、34番の「長串山関連事業の取扱い」まで、34項目中5番目の「財産・負債の取扱い」を除きまして提案をしてまいったところでございます。

本日は、この第7回で提案いたしました項目、それから継続協議、これは7番目の「地域審議会・地区協議会の取扱い」、それから27番目の「地域医療制度の取扱い」の2件を

含めましてご協議をしていただきます。それから、「財産・負債の取扱い」につきましては、本日改めてご提案をして、ご決定いただきたいと思います。そういたしますと、1番目の「合併の方式」から34番の「長串山関連事業の取扱い」まで、すべての協議が論議をされるということになるわけでございます。このようなことで本日協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

協議項目及び協議予定につきましては、以上でございます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

【朝長会長】 ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ないようでございますので、説明事項については事務局の説明のとおり進めることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように取り計らいます。

(2) 協議事項

①協議第7号

【朝長会長】 次に、協議事項を議題といたします。

この協議事項については、継続協議分を含めると12件ございます。順次1件ごとに協議をしていただき、お諮りをしたいと考えております。

まず、協議第7号「合併の期日」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 協議第7号「合併の期日」についてであります。本件につきましては、第7回会議次第の3ページをお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

協議第7号「合併の期日」についてであります。合併の期日は、平成22年3月31日とする。

この合併期日の設定の理由でございますけれども、そこに掲げておりますように、1つが、合併の準備、特に電算システムの統合作業、あるいはいろいろな事務調整を含めての、例えば、条例の統合作業その他、一連のものを進めるためには、1年程度の準備期間が必要でございます。

それから、合併日の翌日がちょうど平成22年度に当たります。サービスとか制度の変化が区切りのよい非常にわかりやすい時期となりますので、住民の皆様にわかりやすくスタートができるのではないかとというのが2点目でございます。

それから、3点目といたしまして、この協議会の中でも最初に目標ということで掲げておりました合併特例法の期限内の合併であるために、支援措置が享受できるということ。

それから、3月31日でございますので、年度末の非常に輻そうした時期に当たります。そういう時期ではございますけれども、佐世保市では、旧4町の合併のときにも、3月31日あるいは4月1日、この時期の合併を経験したことがございます。できるだけ不便を来さないような対処にも努められますので、できるだけ混乱を来さないような方法を進めるということも考えていきたい。

それから、予算編成の面からも、非常に効率的な対応ができるのではないか。

このようなことを総合的に勘案いたしまして、合併の期日は平成22年3月31日とするということでご提案をしているものでございます。なお、4ページに行財政調書をおつけしておりますが、これは前回詳しく説明しておりますので、以上のことで提案とさせていただきます。

よろしくご協議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見はございませんでしょうか。

【鹿町町熊谷委員】 すみません、1つ。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【鹿町町熊谷委員】 鹿町町の熊谷といいます。この件に関しては、賛成です。ただ、1つ心配なことがあるんですね。実は私、学校によく出かけていっているんですけども、校長先生方、それからPTAの方々と話をして、「今合併はどうなるとるね」ということで、こういう話を説明したんですね。そうしたら、まず校長先生が心配されたのは、卒業式のときに卒業証書を3月31日付で出せば、佐世保市立になってしまう。そうすると、たった1日の違いで前の町立の卒業証書は出せないのかというのが1つですね。

それと、PTAでは、やはり自分の母校は思い入れがあって、違う名前の卒業証書をもったら子供たちはどう思うだろうかというような心配をされていました。それなら卒業証書授与式の日を卒業の日にすればいいじゃないかと言いますけれども、実は、義務教育というのは3月31日までというふうになっておりますね。そこまでは籍を置いておかなかないといけない、学籍を残さなくちゃいけないということがありますので、小・中学校の場合は31日しか日付は書けないということで、ちょっと心配なところがありました。そういったことは前に合併した市町村とも話し合いながら今から解決できるんじゃないだろうかというような話はしてきましたけれども、そういう心配が起きているということをお伝えしておきたいと思えます。

【朝長会長】 事務局、どうぞ。

【事務局】 申しわけございません、今日は案件がなかったもので教育部会のほうに来ておりませんが、先ほど私が説明申し上げましたように、実は宇久町と、それから小佐々町におきましては、3月31日に合併をした経緯がございます。今の熊谷委員さんのご意見を踏まえながら、その際にどのようにしたのかを含めてできるだけ適正に対処したいというふうを考えておりますので、その件は、教育部会のほうにも今のご意見をちゃんと伝えまして、できるだけ今のご心配のようにならない方法でできるのかどうか検討してまいりたいと思えます。よろしくお願いたします。

【朝長会長】 ほかはございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第7号「合併の期日」については原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

②協議第25-4号

【朝長会長】 次に、協議第25-4号「一部事務組合・広域連合の取扱い（その4）」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 同じく第7回会議次第の5ページをお願いいたします。

協議第25-4号「一部事務組合・広域連合の取扱い（その4）」についてであります、松浦地区消防組合の取扱いについてでございます。

今現在、江迎町、鹿町町は、松浦地区消防組合の中で消防業務を行っておられます。佐世保市は佐世保市消防局ということでやっております。そういう中で、江迎町、鹿町町は、松浦地区消防組合との協議を経た上で、合併の前日をもって当該組合を脱退し、以後、佐世保市においてその事務を行います。財産及び職員等の取扱いにつきましては、関係団体で協議を行いまして、合併までに調整することといたします。

松浦地区消防組合を脱退をして佐世保市において行うということは、その理由に掲げておりますように、新市としての一体性の確保、また、消防・救急業務等の住民の安全確保を図る上で同一制度が望ましいということの中で行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

今現在、松浦地区消防組合で江迎町、鹿町町でどれぐらいのご負担をしてあるのかということは、19年度決算の負担金額、公債費の残高でそこにお示ししているとおりでございます。

それから、松浦地区消防組合のほうを離脱をして佐世保市で行うとした場合に、消防局の組織体制の想定はどのようになるのかということも、そこに合併後の姿をお示ししております。

行財政調書を8ページ、9ページにつけておりますが、これにつきましては前回詳しくご説明しておりますので、この松浦地区消防組合につきましては、合併の前日をもって組合を脱退いたしまして、以後、佐世保市においてその事務を行うということでございます。

よろしくご協議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 ないようでございますので、それでは、協議第25-4号「一部事務組合・広域連合の取扱い（その4）」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

③協議第25-5号

【朝長会長】 次に、協議第25-5号「一部事務組合・広域連合の取扱い（その5）」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 この件につきましては、本日、差しかえ資料ということでお手元に差し上

げております2枚物、それから、先ほどの第7回の会議次第の両方になりますが、恐れ入りますが、差しかえの資料をもってご説明をさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

協議第25-5号「一部事務組合・広域連合の取扱い(その5)」についてでございます。これはごみ処理を運営してあります佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合についての取扱いでございます。

このことにつきましては、江迎町及び鹿町町は佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合と協議を経た上で、合併の前日をもって当該組合を脱退し、以後、佐世保市においてその事務を行うとするものでございます。先ほどの松浦消防組合と同様に、財産及び職員等の取扱いにつきましては、関係団体で協議を行い、合併までに調整をいたしますということでございます。

このような取扱いをする理由及び考え方でありまして、そこにお示しをしておりますように、今佐世保市は西部クリーンセンター、東部クリーンセンターを持っておりますけれども、今の佐世保市のごみ処理の能力をもっていたしますと、江迎町及び鹿町町のごみの量に対しまして、その西部クリーンセンターにおきまして十分受け入れが可能でございます。また、処理に伴う経費が大幅に安く済むわけでございます。これが1つの合併効果と言えるものでございまして、それを十分活用していくという面からも、一部組合で処理する場合と比較して軽減されますために、このような取扱いをしようというものでございます。

次の12ページをお願いしたいんですが、このページで一部修正がございましたので、そのことも含めてご説明をさせていただきます。

前回もちょっと触れましたけれども、1つが、「佐世保市の受入能力」のところ、江迎町、鹿町町におきます19年度の可燃のごみ量は、前の資料は「1,415トン」と書いておりましたが、それを前回も訂正いたしましたけれども、今回の数字が「1,494トン」でございます。ここを「1,494トン」に変えるということでもまずご説明をしたいと思います。それから、鹿町町1,149トン、年間2,643トンというごみ量に今なっております。これは西部クリーンセンターで処理しております量から見ますと7.3%程度でございますので、十分に受け入れが可能であるということでございます。

それから、次の「処理経費の比較」のところで見てもわかりのように、佐世保市で処理した場合につきましては、専門部会の予測で1,122万9,000円の見込みであります。一部事務組合で処理した場合につきましては、負担金その他で1億5,218万3,000円かかってくるということで、費用が10分の1以下になるということでございます。

それから、次の「一部事務組合との離脱について」であります。このことにつきましては、表現をここに掲げておりますように直しております。「両町の離脱によって一部事務組合は解散となるため、財産・負債等の取扱いについて、関係団体での十分な協議、調整を行うこととする」ということで、ここは修正をさせていただいております。

もともとの文章は、次のようにしておりました。第7回の資料を見てもらえばわかりますが、「一部事務組合(構成町)と精算方法などを含め、離脱にあたっては建設償還金が残るため、公債費残高は新市での負担となる」ということでしておりましたけれども、この一部事務組合を構成されます江迎町、鹿町町、佐々町におきまして、財産・負債の取扱い

等につきまして今後も協議を進めていきますので、その中でのことをきっちり書き込んだほうが良いということで、今ここに掲げておるような表現に直したものでございます。この件につきましては、幹事会の中でもご了承いただいて修正をさせていただいているものでございます。それから、一部事務組合に対する負担金などはそこに書いておるとおりでございます。

なお、行財政調書につきましては前回も説明申し上げておりますので繰り返しを避けさせていただきます。この佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合につきましては、先ほどご説明したようなことでの提案をするものでございます。

よろしくご協議方をお願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、資料の差し替えがっておりますが、このことも含めて何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

はい、松尾議長。

【佐世保市松尾委員】 佐世保の松尾です。

協議第25-5号の調整方針に異議を唱えるものではありませんけれども、財産及び職員等の取扱いに関する一部事務組合での協議が十分行われている状況にないために、調整方針案どおり速やかに調整が調うよう、構成されます3町におきましては引き続き努力を行っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【朝長会長】 はい、亀山副会長。

【亀山副会長】 皆さんにお世話をおかけしております、副会長である江迎町長の亀山でございます。

今のご指摘の件につきましては、鹿町町と江迎町で連携をして調整を図ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【朝長会長】 はい、宮田副会長。

【宮田副会長】 副会長の鹿町の宮田でございます。

ただいまこの組合の副管理者でございます江迎町の亀山町長さんがおっしゃいましたように、私も、この塵芥処理一部事務組合の財産あるいは職員の身分の取扱いにつきましては、組合の構成町の首長として、関係機関のご協力をいただきながら、合併までに調整を図るべく全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいま佐世保市議会のほうから、構成する3町において引き続き努力を行っていただきたいというようなご要望があったわけですが、それに対しまして、江迎町長、そして鹿町町長のほうから、努力をしていくということのお話があったわけですが、そのようなことでよろしゅうございますでしょうか。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 ありがとうございます。ほかにご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【江迎町林委員】 江迎の林ですけれども、差しかえの部分では、公債費の件については関係団体での十分な協議、調整を行うということになっております。さきに3町が合併

したときはどのような方法で合併されたのでしょうか。

【朝長会長】 事務局、よろしゅうございますか。吉井、世知原、小佐々の例をという
ことだと思えます。

【環境部会長】 よろしいでしょうか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【環境部会長】 環境部会でございます。

吉井、世知原、小佐々の合併におきましても、一部事務組合でそれぞれご負担をしてい
ただいております。公債費については、新市の佐世保市で引き続き、これを負担をさせて
いただいております。よろしいでしょうか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【江迎町林委員】 すみません、公債費の残高については、訂正前の部分についてはそ
のように書いてあるんですけれども、今日いただいた訂正された分については明確な書き
方をしていないんですけれども、2町の町長は、大丈夫でしょうね、そこ辺。

【朝長会長】 はい、事務局、いいですか。

【事務局】 すみません、ちょっと事務局からお答えをさせていただきたいと思えます。
専門部会で補足があればお願いしたいと思えますけれども、この一部事務組合の提案につ
いてであります。先ほど専門部会長が説明申し上げましたように、吉井町、世知原町、
小佐々町の場合につきましては、委員さんもお承知のように、この北部塵芥処理一部事務
組合はもともと7町で構成されておまして、合併が進むにつれましてずっと構成町が減
ってきた経過がございます。今現在3町でなさっているんですが、佐世保と合併をいたし
ましたこの3町につきましては、離脱をして、その後ちゃんと組合が残って、そこで運
営をされているという状況でございました。したがって、この3町の場合につきましては、
そのときの財産・負債、あるいはその取扱いの調整の中で、運営費は出さないけれども、
ごみ処理工場等の建設費にかかります償還金につきましては、平成27年度ぐらいまで
の償還金がございましたので、それはちゃんと引き継ぎましょう。

今回江迎町、鹿町町が離脱をすることになりますと、残るのは佐々町だけになりますの
で、要するに、一部事務組合がなくなるわけでございます。1つのところだけで共同者が
あり得ませんので、先ほど私がご説明を申し上げましたように、2町が離脱をいたします
と、一部事務組合も必然的に消滅してしまう。しかしながら、財産処分につきましてはき
っちり協議をして決めなければいけないとしております。

そうなった場合に、考え方としてどのような方法を持つていくのかという中で、今まで
の例からいきますと、償還金についてはみますということになるんですけれども、それで
済むのかがわからないケースも想定されます。したがって、正しい表現になら
ないかもしれませんからこのような表現にさせていただきました。協議によって、それで
済むかもしれませんし、済まないケースもあり得ますので、十分協議をするということ
での表現に変えたものでございます。よろしゅうございましょうか。

【江迎町林委員】 わかりました。

【朝長会長】 それでは、ほかにご意見がないようございまして、協議第25-5
号「一部事務組合・広域連合の取扱い(その5)」については原案のとおり決定してよろし
ゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

④協議第26-4号

【朝長会長】 次に、協議第26-4号「使用料・手数料の取扱い(その4)」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 第7回会議次第に戻っていただきます。19ページ、協議第26-4号「使用料・手数料の取扱い(その4)」についてでございます。

使用料・手数料につきましては、これまでもご議論してきていただいておりますけれども、今回提案するものは、ごみ処理手数料、搬入手数料、収集手数料についてでございます。

20ページをお開きください。ごみ処理手数料。

まず、搬入手数料でございますけれども、それぞれ、佐世保市、江迎町、鹿町町で違いがございます。先ほど一部事務組合で説明を申し上げましたように、江迎町、鹿町町におきましては一部事務組合のごみ処理の中でごみ処理手数料等が設定をされておること、佐世保市との違いがございます。

額的に見ますと、2町のほうが安いという状況がございます。しかしながら、佐世保市の場合は、家庭系の指定ごみ袋に入れてある家庭系の廃棄物等につきましては徴収をしないということにしておりまして、全体として見て、佐世保市の制度に統一してもそう大きな影響はないのではないかとということ、また、新市としての一体化を図るという意味からも、佐世保市の制度に統一をするという調整方針で提案いたしております。

それから、2点目、収集手数料についてでございますが、この分も佐世保と2町では違いがございます、そこに書いておりますように、可燃物・不燃物であります、この件につきましては、現在、佐世保市では現行の制度を21年1月から一部見直しを行いまして、無料ごみ処理券制度を廃止をいたしまして購入補助券を導入するという、処理券を張る手間を解消しながら対応しているところでございます。

考え方としては、佐世保市の場合もともとごみの減量化を進めるというのを基本スタンスにしておりまして、できるだけごみを出さない方法でいきますと、その調整方針の理由の中に「一定量の範囲まではごみ袋の実費のみの料金となり、2町の制度と比較し住民負担が軽減される」と書いておりますけれども、そういう減量の努力をすることによって、これがそのような形になります。一方、2町の場合につきましては、ごみ袋1枚当たりでの計算になっておること、佐世保市に統一をするという提案でございます。なお、佐世保市は、資源物については無料でございます。

それから、収集手数料の粗大ごみでございます。

佐世保市は、上の収集手数料の欄を見ていただいたらおわかりのように、一番大きい袋が45リットルでございます。これに入らないもので60キロ未満のものにつきまして個別収集を行っておりまして、品目ごとに500円、1,000円、1,500円という範囲がございます。これを玄関前に排出していただきます。例えば、おじいちゃま、おばあち

やまで、そういう運ぶのがなかなかできないというようなところにつきましては、屋内収集もさせていただいております。その場合には別途500円を申し受けます。このようになっております。一方、2町におきましては各ステーションまで搬出するというので、金額的にも、そこに書いてあるとおりでございます。このような違いはありますが、このことにつきましても、佐世保市の制度に統一をするということでの提案でございます。

その内容は22ページ以降に詳しく示しております。この辺につきましてはさきに説明いたしておりますので省略をさせていただきますけれども、この件で一番大事なのは、2町の住民の皆様方に、どこに出すのかを含めて、このことを十分周知徹底をしてわかっていただく、そういうのをきっちりやっていく必要があるというふうに考えております。そういうことで、このごみ処理手数料についての提案をするものでございます。

以上、よろしくご協議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第26-4号「使用料・手数料の取扱い(その4)」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

⑤協議第28-4号

【朝長会長】 次に、協議第28-4号「補助金・交付金等の取扱い(その4)」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 31ページをお開きください。

協議第28-4号「補助金・交付金等の取扱い(その4)」についてでございます。今回は、観光イベントの支援・助成及び観光協会の取扱いについて提案を申し上げます。

32ページをお願いいたします。

「1 観光イベントへの支援・助成及び観光協会の取扱いについて」であります。まず、観光イベントの支援についてであります。両町で行っています観光イベント助成につきましては、住民主体の実行委員会形式を基本として、5年間は補助を継続いたしましうと。

ちょっとその次の理由のほうを見ていただきたいんですが、このような考え方を示しますのは、今まで長年にわたって各町が支援を行い、築いてこられました特色あるイベントにつきましては、新市になっても引き継がれるのが当然望ましいということでございます。ただ、望ましいものの、観光イベントとしての目的の明確化と住民主体のイベントへの転換が求められるという一面もございます。特に佐世保市の場合は、行政が主体となってしまうということが全体的になかなかございません。いろいろなイベントにつきましては、ほとんど住民団体の皆様、あるいは関係団体の皆様が自主的、自立的にやっちらっしゃるというような状況もございます。これらを含めながら、このような考え方を示しておくも

のでございます。

したがって、5年間は補助を継続いたしまして、その後、この補助を継続するのか、あるいは見直すのか、あるいはどうしていくのかということにつきましては、観光イベントの集客などの実施状況を踏まえながら判断をしていきたいと思いますというところでの提案でございます。

それから、上に戻っていただきますが、また、江迎町観光協会及び鹿町町観光協会につきましては、各団体の実情を尊重しながら、可能な限り、合併までに財団法人佐世保観光コンベンション協会へ統合するよう調整に努めますということでございます。

これは、理由欄の下から2行に掲げておりますように、両町の観光協会につきましては、新市の速やかな一体性を確保するというこのために、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合するよう調整に努めるのが原則であるためでございます。これは公共団体等の取扱いの中でこのような全体的な方針を示したところでございます。それに基づいた対応ということでございます。

あと、行財政調書は、先ほどのとおり、前回詳しく説明しておりますので省略をさせていただきます。観光イベントの支援・助成と観光協会の取扱いについて、以上のようなことで提案いたしますので、よろしくご協議方お願い申し上げます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 どうぞ。

【江迎町林委員】 要望を。江迎の林でございますけれども、千灯籠祭りの補助金についてでありますけれども、江迎町の千灯籠祭りは、県北の祭りとして350年、歴史的に、また伝統的にもあるわけでございますけれども、そこら辺を加味していただいて、5年間を過ぎても、ひとつ補助金の継続を何とかお願いできないかなと思っておりますので、その点、よろしく願いをしておきます。

【朝長会長】 ただいま千灯籠祭りの継続をということでございますけれども、これにつきましては、要望として受けとめさせていただきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第28-4号「補助金・交付金等の取扱い(その4)」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定いたします。

⑥協議第30-2号

【朝長会長】 次に、協議第30-2号「介護保険事業の取扱い(その2)」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 37ページをお願いいたします。

協議第30-2号「介護保険事業の取扱い（その2）」についてでございます。これは、地域包括支援センターについての取扱いでございます。

これにつきましては、すみません、先に38ページ、39ページをお願いしたいんですが、前もちょっと説明を行いましたけれども、江迎町におきましては、今、この包括支援センターは江迎町社会福祉協議会に委託をされまして運営をされております。一方で、鹿町町におきましては直営でなさっておる、佐世保市は直営で包括支援センターを行っております。江迎、鹿町におきましては、江迎が20年2月からスタート、鹿町が同じく20年3月からスタートというふうな状況でございます。これらの状況についての調整方針でございます。

37ページに戻らせていただきます。

地域包括支援センターにつきましては、江迎町と鹿町町の地域包括支援センター業務は現在の江迎町地域包括支援センターで実施をして、合併年度及びそれに続きます1年間の経過措置はこのような形で行います。その間に佐世保市全体の地域包括支援センターについて検討を行うということでの提案でございます。

理由に掲げておりますように、今、佐世保市は中部、北部、東部の3地区に分かれまして包括支援センターを機能させておりますけれども、その中の北部地域包括支援センターを相浦支所内に設置をしておりますけれども、これが担当する場合につきましては、江迎町、鹿町町までの距離が遠いこともございまして、介護サービス利用者及び介護事業者の負担が増大することから、合併後のサービスの低下を防止するため経過措置を設けるとするものでございます。

したがって、2町の方を江迎町の地域包括支援センターで1年間の経過措置を設けながらやっていく、その間、佐世保市全体の支援センターについて検討を行うという内容でございます。よろしくご協議方お願い申し上げます。

以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第30-2号「介護保険事業の取扱い（その2）」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

⑦協議第35-2号

【朝長会長】 次に、協議第35-2号「施設の取扱い（その2）」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 41ページをお願いいたします。

協議第35-2号「施設の取扱い（その2）」についてでございます。今回は鹿町町の温泉施設（やすらぎ館）についての提案でございます。

42ページをお開きください。

まず、鹿町町温泉施設（やすらぎ館）についてであります。鹿町温泉やすらぎ館は、隣接の鹿町町活性化施設と一体的に管理することで佐世保市に引き継ぎますという方針でございます。

このやすらぎ館に行ったことがあられる委員さんをご承知と思いますが、この温泉施設、それから活性化施設は渡り廊下でつながっており、一体となった施設ということで今相乗効果を生み出しているような施設になっております。非常にご利用も多く、地域の皆様方の憩いの施設となっている。一方でまた、中での対応については農業者の婦人クラブの方等もかかわっていただきながら、農業振興にも役立っている。これら今の実態をやっぱり一体化をしてきっちり引き継いでいく必要があるということで、その理由に掲げておりますように、施設の相互利用などの相乗効果を生んでいきながら、新市においても現況のとおり、一体の施設として引き継ぐことが望ましいと考えまして、このような提案をするものであります。

しかしながら、この活性化施設につきましては、中山間地域総合整備事業によって設置されたということもございまして、合併後、新市において一定の必要な整理を行うということもございまして、これは、1つは、将来、指定管理という方法も視野に入れながら検討するということを考えて場合に、一定の整理が必要となるということの中でこのような提案をしているものでございます。

行財政調書につきましては、前回こども詳しく説明しておりますので、省略をさせていただくこととお許しいただきたいと思っております。

このようなことで提案をするものでございます。よろしくご協議方をお願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。

はい、松尾議長。

【佐世保市松尾委員】 佐世保の松尾です。

今説明された調整方針とか理由については問題はありませんけれども、やすらぎ館の一体化施設として引き継がれます鹿町町の活性化施設の研修室あるいは厨房のあり方について、一定の整理をしなければならぬ現状があると思っておりますので、鹿町町とされましては、合併するまでにその解決を図っていただくようによろしくお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

【朝長会長】 はい、宮田副会長。

【宮田副会長】 鹿町町長の宮田でございます。

ただいまご要望がございましたように、鹿町の活性化施設につきましては、農産物の輸入の大幅な自由化が方向づけられたガット・ウルグアイラウンドを受けまして、農業において地理的条件不利地域と言われる中山間地域の振興のために広域的に取り組みされた中山間地域総合整備事業によって長崎県において建設されました。温泉施設やすらぎ館との一体化施設として本町にお譲りをいただいた施設でございます。長崎県とも十分協議を行いながら、ご提案いただいております調整方針に基づきまして、合併時に円滑な引き継ぎができますように努力してまいりたいと存じますので、よろしくご理解、ご了承をお願いい

たします。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第35-2号「施設の取扱い(その2)」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

⑧協議第36号

【朝長会長】 次に、協議第36号「組織・機構の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 47ページをお開きください。

協議第36号「組織・機構の取扱い」についてでございます。これは、現在の江迎町役場、あるいは鹿町町役場をどのように取扱っていくのかという内容でございます。

このことにつきましては、地方自治法第155条第1項に規定する支所として、江迎町、鹿町町の区域に、それぞれの区域を所管する行政センター(仮称)を設置するということとでございます。今申し上げましたように、江迎町役場、鹿町町役場は(仮称)行政センターとして設置をするということで提案をしております。

そして、組織体制及び所掌事務につきましては、住民の皆様方の生活の急激な変化を来すことのないようできるだけ配慮をしていながら、将来は当然合併をするわけでございますので、一方でやっぱり合併効果も生み出していく必要がございます。そういう中で、本庁と行政センター(仮称)の機能分担を効率性と時代に合ったものに見直していきますということにいたしております。

そして、基本的な考え方は次のとおりということで、まず1つ目でございます。

現在の江迎町役場、鹿町町役場は、先ほど申し上げましたけれども、それぞれ、江迎行政センター(仮称)、あるいは鹿町行政センター(仮称)とする。そして、両町には支所あるいは連絡所がございますけれども、江迎町の猪調支所、それから鹿町町の御堂連絡所につきましては、行政センターへ事務を統合することによりまして廃止をするという提案でございます。

それから、2点目、それぞれの行政センターの組織につきましては、次のような考え方で編成をしたい。

1つが、(ア)でございますけれども、窓口事務や地域に密着する事務、その他地域振興に資する事務につきましては、住民サービスや住民生活への影響に配慮して調整をしていきます。

それから、2つ目でございます。事務が重複することになる管理部門につきましては、本庁へ統合いたします。そういうことによって効率化を図っていきます。

それから、(ウ)、3点目でございます。今、行政センターは佐世保市内に4つございすけれども、組織体制はそれと均衡のとれたものとしたしまして、時限的な事業、あるいは

は行政事務の情報化、新市の一体性の進展等を考慮していきながら、必要な事務量に応じて組織体制を柔軟に対応していきましようということにいたしております。

(エ)、4点目ではありますが、地域審議会が設置された場合におきましては、当該地域を所管する行政センターでその事務を所掌します。

それから、将来的には、佐世保市内の支所機能を念頭に置いた体制といたします。今、佐世保市内に支所が11、それから行政センターが4つあるというのが今現況でございます。

このような提案を申し上げますのは、その理由に掲げておりますように、合併のスケールメリットによります事務の効率化、あるいは専門性の向上、また、それだけではなく、合併後に2町の地域住民の皆様方のサービスの低下をできるだけ招かないよう配慮する必要性、それから、地域住民の皆様方の意見を行政施策に反映させるということが重要ではないかということのために、このような組織機構について提案をしているものでございます。

あと、50ページ以降につきましては、それぞれ、佐世保市の行政機構がどうなっているのか、あるいは両町の機構はどうなっているのかとか、あるいは、52ページ、53ページにおきましては、一応案として、合併後にはどのような組織体制になるのか、それから、主にどのような業務を担うのかの例等々を掲げておりますので、ご参考にしていただきたいと思っております。

このようなことで、組織機構として計画するものでございます。よろしくご協議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【鹿町町熊谷委員】 質問ですが、例えば、江迎町では猪調の方々が吉井町の行政センターでいろいろ手続きができるのか、それから、鹿町町では御堂の方々は江迎の行政センターでいろいろな手続きができるか。

といいますのは、最近高齢者のひとり暮らしの方が多くて、非常に交通の便もよくなかったり、あまり遠かったらいろいろなことができないというような状態が出てくるわけなんです。そういった面でこういうのができるんだらうかというのをちょっと質問したいんですが、よろしく願います。

【朝長会長】 はい。

【行財政改革推進部会長】 行財政改革推進部会でございます。

合併後、佐世保市という形になりますので、基本的には、諸証明等については、そういったことも可能になるということでございます。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【鹿町町諸藤委員】 鹿町町の諸藤といいます。

今のことに関連してですが、お願いがございます。やっぱりお年寄りが多いものですから、合併になって窓口事務がどうなるのかととても不安になっております。例えば、身体障害者の手帳交付、それに生活保護の申請なんかはどうなるんだらう。

生活保護の申請は、今までは役場で受け付けをしていただいて、そして、福祉事務所の

ほうに進達をしていただいております。今後そのようにしていただけるのか。生活保護の申請というのは、お金がなくなってから相談に参ります。もうバス賃も証明料もないような状態のときに相談に見えます。鹿町から佐世保の福祉事務所まで行くには往復二千幾ら要ります。そんな関係で、今までどおり、ちゃんと行政センターのほうで受け付けをしていただいて、時間はかかっても便宜を図っていただくというような方法をご配慮賜りたい。生活保護とか身体障害者とか、そんなのだけじゃなくて、ほかも、時間はかかっても受け付けはしていただきたいなと要望をいたします。

【朝長会長】 保健福祉部会からお願いします。

【保健福祉部会長】 具体的に生活保護のことですが、当然、佐世保本庁側に鹿町、江迎地域の担当のケースワーカーを専任で配置をいたします。そのケースワーカーが定期的に行政センターに出向きます。それから、ほんとうに緊急なときには、定められた日だけじゃなくて、相談が必要なときには即日でも出向いていってご相談をお聞きするという事にいたします。

それから、同じ人数が要るわけですので、高齢者、障害者、子供その他を含めてすべての業務を今までどおりというのは当然できないわけですが、今言われましたように、少なくとも申請書を置いていて、申請ができる。それがそれぞれの障害福祉課とかに行って、処理をしてお返しするという事を基本にいたしますが、ただ、どうしても丁寧に説明をしなければいけないというところがあります。そのところは、やはり出向いていただくというようなことになりますけれども、それ以外の普通の申請業務とか、そういったことはできるようにいたします。

【鹿町町諸藤委員】 ありがとうございます。

【朝長会長】 ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ、小川委員。

【江迎町小川委員】 江迎の小川ですが、この件につきまして、猪調の支所がなくなる、そして、今の役場が行政センターになる。その中で、一昨日だったか、このことについて町内の協議をしましたところが、まず、農業委員会、こういう申請事は本庁に行きなさい、あるいは、建設課の中でも、すべてとは申し上げませんが、陳情、いわゆる申し入れするもろもろの結論というのが、やはり本庁まで行かなければできない、こういう話がありました。

そうしますと、この高齢社会の中で、江迎あるいは鹿町の果てから佐世保まで行くということについては、今後はなかなか難儀を見るんじゃないだろうか。現在、私、農業委員会を受け持っておりますけれども、肩をすぼめて、あっせん事業の申し入れが出てきます。そういうのが、いや、これは佐世保の市役所まで行かないといけない、行ってくださいよと、こういうはね方をすることができるのかなと私は思っております。

そこで、このことについて、市長あるいは今日の議長にお尋ねするわけであるのと同時に要望しておきたいと思っておりますけれども、今後、江迎町、鹿町町、あるいは先般合併をなさっておる吉井、世知原等々のいわゆる県北の総合的な行政センターというのを計画をして、どこかに置いてもらうことはできないか。と同時に、決定権のあるような、ここまでは一線を引いて決定権があるんだが、これ以上は本庁まで行かなければならないんだと言うならば、今の県がなさっておる振興局等々の考え方と同時に、そういうもろもろの設置

ができないものかどうかと私は思っておるわけですが、市長として、今日の議長としてどうお考えになっているのか、要望方々、お話を聞いておけば、我々も住民にもろもろの話をして、合併するならば佐々が一番いいと私は思うんですけれども、吉井あたりでも結構ですから、ひとつ、総合的な行政センターをつくっていただいて、そこで部長クラスといえますか、そういう人を置いて、ここまでは決定権があれば、そこまで行けばいい。

佐世保まで来ることについては、なかなか問題があります。駐車場はどこにしようかな、あっちに行こうか、あるいはこっちに行こうかねと、そういう老人が迷うようなことをしちゃいかんかと私は思っております。その骨格を市長がどうお考えになっているのか。町民の皆さん方に、今の朝長市長はこうなさるという方向で行っているの、いましばらく辛抱せよと言うことができるのか、全然そういうことは考えていらっしやらなかったよ、だから、難儀だけれども佐世保まで行かないといけないよと説明をしていいのかどうか、その点を極めて親切にご説明いただければと思っておりますが、いかがでございましょう。

【朝長会長】 今の件につきましては、今後の課題ということになると思います。それで、市役所の組織・機構のあり方の中でも、行政センター、支所のあり方については検討委員会等をつくりまして検討を進めるということにいたしておりますので、その中で十分協議をしていきたいと思っております。ご要望については、受けとめさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【朝長会長】 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、協議第36号「組織・機構の取扱い」については原案のとおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

⑨協議第37号

【朝長会長】 次に、協議第37号「消防部会事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 61ページをお願いいたします。

協議第37号「消防部会事業の取扱い」についてであります。これは、防災無線及び消防団の招集方法の取扱いについて提案するものでございます。

防災無線につきましては、佐世保市の制度に合わせます。そして、江迎町、鹿町町の既存の防災無線につきましては、地域内の防災情報を周知するため、同報系防災無線及び消防団の招集サイレンとして活用するということでございます。

これは前回も説明したとは思いますが、江迎町、鹿町町さんにおいては、いわゆる行政無線としてよく知られると言ったほうがわかりやすいと思うんですけれども、防災無線を行政情報等にも活用されていると思っておりますが、いわゆるパンザマストで呼びかける分と、それから、通らない土地において戸別の受信器をもってなさっている分でございます。

実は、佐世保市は、旧4町、吉井、世知原、小佐々を除きました旧市内はそれがござい

ません。佐世保市にあるのは、あくまで移動系でございます。江迎、鹿町には先ほど言いました同報系防災無線がございますので、それを活用しながらやっていくということでございます。それは招集サイレンとしても活用していきましょうということでございます。

それから、消防団の招集方法につきましては、佐世保市の招集方法を基本としながら、江迎町及び鹿町町の防災無線のサイレン設備を活用しますということでもございます。

さっきちょっと理由を説明しませんでしたけれども、いわゆる防災無線は、電波法によりまして、市町村に1つしか電波がございません。1波としかなっておりませんので、新市としても統合する必要があるということで、そのようなことで行うということと、現佐世保市の防災無線の運用に合わせるといたしますと、消防局ですぐタイムリーにできるような形でしていく必要がありますので、遠隔制御装置を設置して通信統制を行う必要があるものでございます。

そこに掲げておりますように、消防団の招集につきましては、両町ともこれを利用して行われておりますので、上記のような方針を提案するものでございます。

行財政調書につきましては前回消防部会のほうで詳しく説明を申し上げておりますので省略をさせていただきます。防災無線、消防団の招集方法についてこのように取り扱うことで提案をするものでございます。

よろしくご協議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第37号「消防部会事業の取扱い」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

⑩協議第38号

【朝長会長】 次に、協議第38号「長串山関連事業の取扱い」についてを議題といたします。項目が2件ありますが、一括して協議を進めたいと思います。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 67ページをお開きください。協議第38号「長串山関連事業の取扱い」についてでございます。

2つございまして、1つが、鹿町町長串山公園関連施設の管理ということで、委員の皆様はご承知と思いますが、その理由に掲げておりますように、長串山公園は約10万本のツツジ園を有しまして、眼下に北九十九島あるいは平戸島を一望できる公園で、57年に西海公立公園としての指定を受けてございます。同公園は鹿町町のシンボルとも言えるものでございまして、大変親しまれている施設でもございます。

ここで4月から5月の初めまで開催されますツツジ祭りにつきましては、県下でも春の花祭りに代表されるイベントでございまして、町内外から多数の観光客が訪れておりまして、開花を心待ちにしているというふうな状況もございます。新市としては、この魅力ある資源を引き継ぎ、大切にしていこうというスタンスのもとに、ツツジ園、ビジターセンタ

一及びキャンプ場などの鹿町町長串山公園関連施設については、上記のようなことで、一体的に管理することで佐世保市に引き継ぎますということでございます。

それから、2点目、68ページでございますが、財団法人鹿町町振興公社についてでございます。

この鹿町町振興公社ですが、私がただいま説明いたしました長串山公園の施設につきまして、指定管理者として実際にその運営管理の委託を受けている財団でございます。この振興公社につきましては、まず、公社の現状を先に申し上げますと、その理由に掲げておりますように、①の観光開発及び関連して行う環境整備事業から④の地域間交流の促進に関する事業まで、これら4つを大きな目標として、町が全額出資をされて設立されました公益法人でございますけれども、今現在ここで事業として行っておられますのは、先ほど私がご説明申し上げました、鹿町町の委託を受けて行っている②の長串山公園の管理運営事業ということでございます。

以上のような状況の中で、財団法人鹿町町振興公社につきましては、長串山公園の指定管理事業の指定管理者としての次回の指定期間満了時に、解散の方向で調整をしますということでの提案でございます。

この理由につきましては、理由の下から4行目のところに掲げておりますけれども、本市佐世保市におきます指定管理者の選定と申し上げますのが、当然のことながら公募を原則としていること、それから、指定管理について恒久的に約束されればそれが一番よろしいんでしようけれども、基本的にはそれがなかなかできないのではないかと、それから、公益法人改革関連三法の施行の問題もでございます。こういうことを総合的に踏まえますと、公社そのものの見直しが求められているということもございまして、このような解散の方向で調整するというところで提案しているものでございます。

以上、長串山関連事業の取扱いについて、ご協議をよろしくお願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第38号「長串山関連事業の取扱い」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

⑪協議第13号

【朝長会長】 次に、継続協議分に入ります。

協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」についてを議題といたします。

継続協議の経過を含めて、事務局の説明を求めます。

【事務局】 「地域審議会・地区協議会の取扱い」につきましては、前回追加提案をしておりました資料をお手元をお願いしたいと思います。

まず、「地域審議会・地区協議会の取扱い」についてでございますが、経過を含め、簡単にご説明をしたいと思います。

この件につきましては、まず、第2回の協議会におきまして協議を求めますということ

でスタートして以降、11月開催の第5回協議会にいろいろなたたき台をお示した上でご議論いただきまして、12月開催の第6回協議会におきまして引き続き協議を行っていただきまして、それぞれ、委員の皆様から多くの意見や考えが出されてまいりました。そして、1月開催の第7回協議会におきまして会長の整理案が示されまして、その委員構成や報酬などについて、考え方や地域としての意見がまた出されてきております。その後、一定の意見陳述をお持ちでありますけれども、会長及び委員のご了承を得て、追加提案として提案書を配付し、説明を行いまして、本日の協議となっているところでございます。

それでは、提案内容につきまして説明をいたします。

協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」についてであります。現在の江迎町、鹿町町の区域に、市町村の合併の特例等に関する法律第22条の規定に基づきます地域審議会を設置をする。設置期間は平成22年4月1日から23年5月2日までとする。なお、地域審議会の設置期間終了後も、地域の意見の反映のため地区協議会を設置することができる。

地域審議会の内容につきましては、次のページに別紙をつけておりますけれども、別紙「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとするということで、ちょっと別紙をあけていただきたいんですが、目的としてそこに掲げておりますように、江迎町、鹿町町の住民の皆様方の意見が新市にどのように反映されるのかというようなこと等につきまして審議をしていただくための審議会をつくる。

名称といたしましては、江迎地域審議会、鹿町地域審議会ということにする。

3番目の所掌事務でございますが、大きく4つの役割ということで、1つは、市長の諮問に応じて意見を述べること、それから、2つ目として、そこにアからカまで掲げておりますけれども、必要に応じ市長に意見を述べること、それから、3つ目といたしまして、地域の重要課題について住民の意見を集約して、市長に提言すること、4つ目といたしまして、地域審議会の設置期間終了後の地域の意見の反映方策について検討して、市長に提言をする。

4番目、定数であります。審議会の定数は、それぞれ10名以内。

5番目、委員のことです。合併日の前日に江迎町議会議員、鹿町町議会議員であった者及び各種団体の代表者や学識経験者等の中から江迎町長、鹿町町長より推薦を受けた者。

審議会の開催につきましては、そこに(1)から(6)まで掲げているとおりでございます。

設置期間は、先ほど提案に示しておりますように、22年4月1日から23年5月2日まで。

8番目、委員報酬でございますが、佐世保市特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の附属機関委員(その他)の規定による日額を支給をする。

事務局は、江迎・鹿町行政センター(仮称)において担当する。

会議は公開とする。

それから、地域審議会の設置期間終了後の地域への反映ということで、地域審議会の設置期間終了後も、地域の意見反映のため地区協議会を設置することができる。設置期間は、まちづくり計画期間の期間以内とします。この地区協議会の設置のあり方につきましては、

この地域審議会の中で検討していただいて、市長に提言をしていただくというようなことでの内容でございます。

以上のようなことでの地域審議会、地区協議会の取扱いについて、よろしくご協議方お願い申し上げます。

以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

宮田委員、ございますか。

【鹿町町宮田委員】 鹿町町の宮田でございます。

この件につきましては、前回、本町議会に持ち帰って再度協議をしてみたいというふうに申しあげましたので、私どもの議会で話し合った内容についてご報告をさせていただきたいと存じます。

18日水曜日に全員協議会を開催いたしまして、本町の議員は8名でございますが、1名が欠席でございましたので7名で協議をいたしまして、この市長の整理案というものを皆さんにお示しをいたしました。そうしますと、特段の意見もなく、この整理案のとおりにさせていただきたいということでございました。欠席の1名の議員さんからも特別の異議もございませんので、本町議会といたしましては、全会一致でこの整理案をお願いをしたいという結果になりました。

この件につきましては、議員の身分に一部かかわる案件でもございましたので、何回も継続協議という形になって、協議会の委員の皆様、そしてまた佐世保市議会の皆様に長時間にわたり活発な議論を賜りましたこと、そしてまた、最終的には整理案という形でまとめていただきました佐世保市長のご労苦に対しまして、本町議会を代表してこの場に委員として来させていただいております者といたしまして、この場をおかりしてお礼を申し上げておきたいと存じます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。江迎の議長さん、いいですか。

【江迎町安富委員】 はい。

【朝長会長】 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」については原案のとおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

⑫協議第34号

【朝長会長】 次に、協議第34号「地域医療制度の取扱い」についてを議題といたします。

継続協議の経過を含めて事務局の説明を求めます。

【事務局】 第6回会議次第の27ページをお開きください。

この地域医療制度の取扱いにつきましては、前回継続協議となっていたものでございま

す。

本件につきましては、独立行政法人北松中央病院の取扱い、2つ目といたしまして、在宅当番医制事業（初期救急医療）についての取扱い、3つ目といたしまして、病院群輪番制病院運営事業、いわゆる二次救急医療の3項目について取扱方針の提案をいたしまして、その中の1番目の北松中央病院について、前回第7回の協議会の中で、佐世保市の総合病院と運営形態が異なります病院を引き継ぐことによって生じる課題等についてももう少し調査、検討をする必要があるということで、継続協議としていただきたい旨の意見やそれに対するやりとりなどがございまして、もう少し調査、検討する時間を要するというので継続協議になっていたものでございます。

そういうことで、提案内容は変わるものではございません。また、提案内容は既に2回説明しておりますので、説明は省略させていただくことをお許しいただきたいと思っております。

大変申しわけございませんが、説明は以上でございまして、よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

はい、松尾議長。

【佐世保市松尾委員】 佐世保の松尾です。

協議第34号に関しましては、北松中央病院を引き継ぐことに関しては異論はありませんけれども、本市には地方独立行政法人北松中央病院とは経営形態が全く異なっております佐世保市の総合病院が存在しておりますことから、佐世保市議会としましては、今後もこの件に関しては逐次議論を深めていきたいというふうに考えております。引き継ぐことに異存はございません。

以上です。

【朝長会長】 何かご意見はございませんか、ほかに。よろしゅうございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 それでは、協議第34号「地域医療制度の取扱い」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

以上で協議事項につきましては終了をいたします。

（3）提案事項

⑬協議第22号

【朝長会長】 引き続き、提案事項の今回提案、今回協議分に入ります。

それでは、協議第22号「財産・負債の取扱い」についてを議題といたします。

事務局及び財務部会の説明を求めます。

【事務局】 「財産・負債の取扱い」についてであります。今日の資料、第8回会議次第の3ページでございまして、この内容につきましては後ほど財務部会長からご説明させていただきますけれども、私、事務局のほうから経過等につきましてご説明を申し上げた

いと思います。

本件につきましては、9月30日開催の第3回合併協議会で提案をして、10月30日開催の第4回合併協議会で協議を行っていただきました。すべて引き継ぐという提案に対しまして、新市に課題を先送りしないように、各町でできるだけの整理をしてもらうという意味も含めまして、原則として引き継ぐという内容の修正案が出され、それぞれ各委員から質疑、意見が出されてきたところでございます。

そして、意見が出尽くされた後に、会長の議事整理で、修正提案は現時点でということでもあるが、協定書にはすべてを書かないと効力がもたないこと、また総務省が認めないことから、最終的に調印をするときにはすべて引き継ぐということになることから、この議案については継続協議として、協議会の最終段階で提案をしたいという旨の発言があり、継続協議の取扱いとなったものでございます。

その後のことではありますが、先ほどもご議論いただいておりますように、施設の取扱いをはじめといたしまして、この財産・負債にかかわる協議項目等につきましても、この協議会の中で一定、取扱方針の協議決定を受けてきております。そしてまた、1市2町で整理できるものは整理に努めてきておりまして、そのような中で今回改めて提案をいたしまして、今回提案、今回協議ということで協議をお願いするものでございます。

なお、第3回合併協議会時には財産・負債の内容について平成18年度の数字でお示しをしておりましたけれども、現在では19年度決算値が一番新しいものでございますので、今回提案に当たりますは、その一番新しい、より最近の決算値をもって示させていただきます。

それでは、財産・負債の取扱いについて財務部会より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

【財務部会長】 それでは、財務部会からご説明を申し上げます。

今事務局から経緯も含め説明がございましたように、3ページに協議第22号「財産・負債の取扱い」についてとして改めて提案をいたしております。江迎町及び鹿町町の財産及び負債については、すべて佐世保市が引き継ぐということで再提案をするものでございます。

現在の財産及び負債の状況につきましては、次ページ以降にまとめております。先ほど事務局からもありましたように、第3回協議会のときに18年度の数値でもって説明がしてございますので詳細につきましては避けませんが、大きくくりで簡単に申し上げますと、まず財産でございますが、公営企業以外の基金の合計が19年度末で221億円ほどございます。これは、1年前の18年度末に比べると9,000万ほど増えている状況でございます。

それから、土地・建物でございますが、これは山林を除いておりますが、土地が1市2町で2,270万平米ほどございます。建物が3団体合わせて26万平米ほどございます。

それから、今のが財産でございますが、一方、負債でございますが、代表的な起債、いわゆる借金でございますけれども、3団体で1,500億円でございます。1年前に比べて26億円ほど下がっておりますが、この数字が19年度末として残っております。

それから、債務負担、これは今後お支払いすることを約束しているものというふうにご理解いただきたいんですが、3団体で69億円ほど持っております、前年に比べて1億

円ほど減になっているということでございます。

そのほか、3団体はそれぞれ企業会計を持っておりますけれども、企業会計の固定資産の合計が1,857億円ほどございます。それから、企業債（起債）ですけれども、3団体で655億円ほど持っているものでございます。なお、企業会計の固定資産につきましては、一部数値化されていないものがありますので、1,857億円は数値化されているものの合計でございます。

それから、この4ページ、5ページの右下に参考事項としてお示しをしておりますが、そのほか、それぞれが加入する一部事務組合における財産・負債が一部ございます。ごらんのとおり、4ページの右側、参考事項の一番上では、佐世保市は佐世保地域広域行政圏に基金として12億ほど持っている。そのほか、ごらんのとおり、両町にも一部事務組合での起債あるいは基金の残高というものが残っております。

財産・負債の状況につきましては以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいま事務局及び財務部会から説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 ないようでございます。それでは、協議第22号「財産・負債の取扱い」については原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 それでは、そのように決定いたします。

提案されました協議第22号につきましては終了いたします。

以上で合併協定項目のすべての協議が終了いたしました。本日及びこれまでの協議会におきまして貴重なご意見をいただきましたこと、どうもありがとうございました。これから合併に向けての事務作業に入りますので、遺漏なきよう合併準備を進めてまいりたいと考えております。

ここで、休憩をとりたいと思います。

【事務局】 会長、大変恐縮でございますが、1点、事務局からよろしゅうございますでしょうか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 今日の最初の議論の合併期日の質疑の中で、卒業証書のことでも熊谷委員さんのほうからお話ございました。ちょっと今教育委員会に問い合わせいたしましたけれども、実は、小佐々と宇久の際には、先ほど私が説明申し上げましたように、3月31日の合併でございます。その際は、小佐々町と宇久町で協議をなさって、3月15日に卒業式の日取りを決めたということで、3月15日付で卒業証書を渡していらっしゃいます。委員がおっしゃいましたように、通常、年度末の3月31日で記載するのが慣例となっております。ただし、日付について特に決まり事はないとのことございまして、2町の場合はそのようにされた経過がございます。

したがって、それが3月31日でなければいけないということではございませんので、ぜひ町の中で卒業証書を渡していただけるように、町の中でお互い調整を図っていただいて、宇久、小佐々の例と同じようにしていただいてもと思っております。

以上でございます。

【鹿町町熊谷委員】 私が心配しているのは、義務教育というのは3月31日までである。ただ、学籍が残らなかったら。法律も義務教育を受けさせなければならぬというふうな法律もありますので、そのため、その空白期間はどうかというような気がするわけですね。ちょっとそこを考えながら事務の処理をお願いしたいと思います。

【事務局】 はい。すみません、取り急ぎで教育委員会に回答いただきましたのでちょっと報告させていただきましたが、今の件を含めまして十分検討させていただいて、ご回答もさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長、すみません、途中になりまして申しわけございませんでした。

【朝長会長】 それでは、休憩に入りたいと思います。再開は3時45分にしたいと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

【朝長会長】 それでは、会議を再開いたします。

(4) 報告事項

⑭報告第6号

【朝長会長】 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

先ほどまでで合併協定項目の協議がすべて終了しましたので、報告第4号、合併協定書(案)について、事務局の説明を求めます。

【事務局】 報告事項の「第4号」は、「第6号」ということで先ほど訂正させていただきました。申しわけございません。報告第6号について今会長から指示がございましたので委員の皆様方にお諮りさせていただきたいんですが、一応今日の議論がもしこういうふうに進めばという想定のもとに、事務局におきまして合併協定書の案を作成をいたしました。それをお配りしてよろしゅうございましょうか。

【朝長会長】 はい。

【事務局】 それでは、事務局より合併協定書の案につきましてお配りさせていただきます。

配ってください。お願いします。

(合併協定書(案)配付)

【事務局】 行き届きましたでしょうか。それでは、会長、説明させていただきます。

【朝長会長】 はい。

【事務局】 合併協定書(案)についてであります。すみません、まず、もう一度今日の第8回会議次第の1ページをお開きいただきたいと思います。

協議項目及び協議予定ということで、上に合併協定項目34項目について一覧を掲げまして、先ほど会長からお話がございましたように、この協議会の中で重要協議事項として協議をしていただきました34項目につきまして、すべて協議がと調いました。合併協定書につきましては、この順番どおりに作成をさせていただいております。

合併協定書(案)でございます。

開いてください。

まず、合併の方式から合併の期日、新市の名称ということで、今までこの協議会の中でずっとご議論してご決定いただいたものをすべて書面として落とし込んだものでござい

す。5番目が、今日お決めいただきました財産、負債の取扱い。それから、6番目、新市基本計画は、1月の協議会においてご決定いただいたものでございます。今日は検討させていただいておりませんけれども、1月に委員の皆様方に回答させていただきましたまちづくり計画が新市基本計画でございます。それから、地域審議会は今日お決めいただいた内容で書き込みをさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

議会の議員の定数につきましては、規定は適用しない。農業委員会の委員の定数、任期の取扱いにつきましては、そこに書いておりますような内容で措置を講ずる。地方税の取扱いにつきましても、法人市民税につきまして不均一課税をする。職員は引き継ぎます。特別職は、前日をもってその職を失います。今まで決めたことをずっと書いております。13番目が条例、規則。14番目が組織、機構、先ほどお決めいただいた分でございます。それから、15番目、一部事務組合、広域連合の取扱いにつきましては、1つが松浦地区火葬場組合、2つ目が鹿町・江迎給食衛生一部事務組合、3つ目といたしまして、北松南部清掃一部事務組合、それから、4つ目といたしまして、松浦地区消防組合、5つ目といたしまして、佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合（ごみ処理施設）、これだけの調整がまとまりました。16番、使用料、手数料につきましては、(1)の「戸籍、住民票、税証明などの交付手数料」から、次のページの(10)、今日ご決定いただきました「ごみ処理手数料」まで、10項目につきまして調整をまとめております。17番が公共的団体の取扱い。18番が附属機関。19番が補助金、交付金等の取扱いについてであります。基本的な調整方針の後に、「(1) 遠距離通学費補助金」からずっと、9ページの上の段、先ほどご議論いただきました(9)の「観光イベントへの支援、助成及び観光協会の取扱い」まで。それから、20番目が町名、字名。21番目が慣行の取扱い、22番目が国民健康保険事業、それから、ずっといきまして、大変恐縮ではありますが、13ページ、34番目の長串山関連事業の取扱いまで、この協議会の中で真摯に議論をしていただきまして協議が調った中身を、このような合併協定書（案）ということですので書き込みをさせていただいております。

内容につきましては、この協議会の中で提案した内容をそのまま書かせていただいております。ただし、内容はそのままでございますけれども、統一的な表現に変えたというふうなところはございます。

次に、14ページ、15ページには、別紙ということで、先ほどご検討いただきました地域審議会の設置に関する事項というのを取りまとめております。

以上、ここまでが合併協定項目の内容でございます。17ページをお開きください、これを、佐世保市、江迎町、鹿町町は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置した佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会において合併に関する協議が調ったので、ここに調印をするということで、佐世保市長、江迎町長、鹿町町長、1市2町の首長で調印をしていただく。

それから、あと、委員の皆様方につきましても、次の19ページから、それぞれ、立会人として自筆で署名をしていただくということにいたしております。

すみません、これからずっとまいりまして、最後の27ページでございます。この合併協定書（案）につきましては、長崎県知事様の特別立ち会いということで、県知事様に立

会人になっていただくようにいたしております。

このようなことで、7月17日に第1回協議会を開催させていただきまして、今まで議論していただいた中身がこのような形でまとまるということでございまして、このような内容で合併協定書（案）をまとめましたので、事務局としてご報告を申し上げます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 特に問題、意見等がないようであれば、協議会として報告を承認することで取扱いしたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 それでは、そのように取り計らいます。

以上で報告事項を終了いたします。

4. その他

【朝長会長】 それでは、次に移ります。

今後の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 第8回会議次第の最後のページに、その他、今後の日程についてということで書いておりますが、ここには何も書いておりません。今後のことにつきまして、この場で口頭で説明をさせていただきます。申しわけございません。

本日2月20日、第8回協議会までの中で、合併協定の協議項目がすべて調いまして、先ほど合併協定書（案）についての報告につきましてもご承認をいただいたところでございます。そこで、先ほどご説明申し上げました合併協定書につきまして、今後、この合併協定の調印式を行う必要がございます。この日程につきまして、大変恐縮であります。事務局から案といたしまして提案をさせていただきたいと思っておりますが、会長、よろしゅうございましょうか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 案内状の発送、出席者の確認その他等もございまして、約1カ月強後でございますけれども、3月25日の水曜日に合併協定調印式を行うことで進めさせていただければと思います。お時間は10時半から11時半まで。ただし、委員の皆様には、当日の進め方の説明と、それから、先ほどご説明申し上げましたように、事前に立会人としての署名をしていただくこととなりますので、1時間ほど早く、9時半ぐらいに集合していただきたいというふうに思います。会場につきましては、市内を予定しております。この件につきましては、別途ご連絡を申し上げたいと思っております。そのようなことで、3月25日に合併協定の調印式をさせていただければというふうに思っております。

まず、その件について、委員の皆様のご意向について会長のほうでご確認をしていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

【朝長会長】 ただいま事務局から日程が示されました。これは金子知事の日程に合わせようということで、実は幾つか日程がとってあります。その中で一番早い日程がこの3月25日ということでございまして、3月25日を今日提案をさせていただくというこ

とでございますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、調印式は、事務局説明のと通りの日程で開催することといたします。

それでは、そのほかについて、事務局から何かございませんでしょうか。

【事務局】 それでは、ただいま合併協定調印式の日程についてお決めいただきましたので、その後の日程について、どのような感じになるかだけを簡単にご説明したいと思います。

合併協定調印式の中で合併調印が行われますと、一応合併の重要項目について協議が調って、それが書面に出されて取り交わされたということになります。その後、これに基づきまして、廃置分合、いわゆる合併関連の議案を1市2町の議会にそれぞれ上程をお願いいたしまして、議決をしていただくという行為が出てまいります。1市2町の議会でご了承いただければ、4月の早い時期にこれらが調うということを期待しているところでございます。

それで、合併関連議案の議決が仮にそのような日程に進むことができるとするならば、その後、4月の下旬までに長崎県知事様に対しまして廃置分合の申請をいたします。知事のほうに廃置分合申請をいたしますと、今度は、県議会の中で廃置分合議案としての審議、議決をいただくこととなります。それで仮に議決がなされますと、長崎県より国(総務省)のほうへ届け出を行うということでございます。その動きを受けまして、佐世保市、江迎町、鹿町町の廃置分合にかかります総務大臣告示が総務省から行われる。総務大臣告示がなされますと合併が公になるということでございます、そのときはっきり合併が決まったということになるわけでございます。

この間、並行いたしまして、私、先ほど合併の期日の中でご説明申し上げましたけれども、合併の詳細にわたる事務調整、条例、規則、それから施設の運営等その他についてもっと踏み込んだ、それぞれ、ここをどうやっていくのかという詳細を詰めていきながらやっていきたいと考えております。

したがって、来年度は、先ほど決めていただきました合併期日22年3月31日までの間にこの協議会を4回程度想定しておりますけれども、協議会に報告をしたり、ここはこうなっておりますというようなことを協議会の中でご協議することがまた出てくるかもしれないので、そのような中で進めさせていただければというふうに考えております。

あくまで今後の予定でございますが、日程としてはそのような流れになっていくということで事務局として説明を申し上げます。

それから、もう一点、大変恐縮なお願いがございます。

先ほど私、合併協定調印式を3月25日ということでご説明申し上げましたけれども、平成20年度のこの合併協議会につきましては、7月8日に立ち上げまして、17日に第1回協議会を開きまして、今まで来ております。本来であれば、3月中までにこの協議会の中で来年度の収支予算あるいは事業計画についてご審議をいただきたいと考えておりますが、このことだけのために3月中に協議会を開かせていただくのはどうだろうかと考えております。

と申しますのは、佐世保市議会あるいは鹿町町議会、江迎町議会にそれぞれの行政から

予算審議の案件もまだ上がってきておりません。そういう中で、この協議会を運営するためには市と町の負担金が必要になりますので、それらが固まった4月以降の第1回目の協議会のときに事業計画、予算についてご審議を賜りたいというふうに考えておりますので、その件についてもあわせてご了解いただければというふうに考えております。

会長、事務局からは以上でございます。

【朝長会長】 ただいま事務局より事業計画、予算の取扱い等についての話がございましたが、事務局の案のとおりでございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

【事務局】 事務局からはございません。

【朝長会長】 ほか、委員の皆様方からはございませんでしょうか。

(「すみません、調印式の場所は。」の声あり)

【事務局】 追ってご連絡申し上げます。申しわけございません。

【朝長会長】 調印式の場所は後ほどご連絡をさせていただきます。

5. 閉会

【朝長会長】 それでは、今日の会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

皆様方におかれましては、長時間ご協議をいただきまして、まことにありがとうございました。この合併協議会も、7月17日に第1回目をスタートいたしまして、夏の大変暑い中でございました。そして、秋の涼しさも感じながら、そしてまた冬の寒さも感じながら、本日、2月20日ということで、8回目の合併協議会を終了することができたわけでございます。大体毎月1回のペースで開催をさせていただいたわけでございますが、皆様方におかれましては、大変お忙しい中にそれぞれの日程を繰り合わせていただきまして協議会にご参加をいただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。

項目に関しまして34項目、そしてまた、Bランクの報告事項等に関しましては906件ということで、膨大な協議があったわけでございますが、この協議に関しまして、皆様それぞれにご意見も賜ることができましたし、そしてまた、取りまとめに対しましてご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます次第でございます。

特に1市2町それぞれの議会議員の皆様方には協議会の委員としてご参加をいただいたわけでございますが、この協議会が開催されるまでには、それぞれの議会におきまして特別委員会あるいは協議会というようなことで、市民の代表、そして町民の代表である議員の皆さん方のご意見の取りまとめというようなことで何回も会議を重ねていただきましてこの場に臨んでいただきました。ほんとうにありがたく思っておる次第でございます。

また、各委員の皆さん方も、それぞれ大変お忙しいお仕事をお持ちの方ばかりでございますが、時間をお繰り合わせいただきまして、そしてまた、非常に短い期間であったわけでございますが、それぞれのお立場から問題点の抽出、あるいは提言等につきましてもご意見をいただきましたことを大変ありがたく思っておる次第でございます。

また、今日は高尾委員がお見えでございますが、長崎県のほうにも水面下でいろいろな

形でご指導とご助言をいただいておりますことを感謝を申し上げます次第でございます。ほんとうにどうもありがとうございました。

そしてまた、何よりも幹事会と25の専門部会の皆さん方、そしてまた事務局の皆様方、佐世保市、江迎町、鹿町町の職員の皆様方でございますが、それぞれ会議を重ねていただきながら、徹夜をされることも何回もあったんじゃないかということでお聞きをいたしておるわけでございますが、そういう中でこの協議会の下支えをしていただきましたことを大変ありがたく思っておる次第でございます。職員の皆様方にも心から感謝を申し上げます次第でございます。ほんとうにどうもありがとうございました。

この合併というのは非常に難しい局面がございます。それぞれのまちの立場、考え方があるわけでございます。そして、歴史、伝統、そういうさまざまなものがあるわけございまして、それを1つに取りまとめていくということは大変なことであるわけでございますが、皆様それぞれ、合併をしようという、そういう大きな目標に向かって、小異を捨て、大同につくという非常に幅広い見知の中からご協議をいただきまして、本日のまとまりになったんじゃないかなと、そのように思っておる次第でございます。皆様方のそれぞれのお立場から、そしてまた、それぞれのご尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げます次第でございます。

これから、調印、そしてそれぞれの議会での廃置分合に対する議決、そしてまた県知事への申請、県議会での議決、そして総務大臣への届け出というようなこととなります。そういう法的な手続もございまして、それと同時に、これからさらに大変なのは、事務の統合ということがございます。これはコンピューターの統合というようなことで1年近くかかると思うわけでございますが、これにはまた市町の職員の皆様方には大変なご尽力をいただくことになると思いますので、来年の3月31日の合併へ向けて、遺漏のないように、ご協力をたまわりますようによろしくお願いを申し上げます次第でございます。

最後になりますが、皆様方のご協力に再度感謝申し上げますと同時に、皆様方のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます、会長としてのごあいさつとさせていただきます次第でございます。そしてまた、申しおくれましたが、亀山江迎町長、宮田鹿町町長にはほんとうにご尽力をいただきました。心から感謝申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【事務局】 以上をもちまして、第8回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会を滞りなく終了いたしました。ありがとうございました。

— 了 —